

## 千葉県がんセンター受託研究費算定基準

(使用成績調査、特定使用成績調査、副作用・感染症調査)

第1条 この基準は、千葉県がんセンターに製造販売後調査等を依頼する者（以下、「依頼者」という。）が負担する受託研究費について、製造販売後調査等取扱規程第11条第2項に定める金額を算出する基準について定めるものである。

第2条 製造販売後調査等の依頼者は、調査区分に応じて第3条各号に掲げる算定基準に従い受託研究費を算定し、製造販売後調査等取扱規程第8条に定める実績連絡票（様式第3号）により症例実績とともに報告しなければならない。

第3条 受託研究費の算出基準は次の各号に定めるとおりとする。

### 1 使用成績調査

① 報告書作成経費	報告書作成経費は、1症例1報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとする。 なお、調査期間が長期で、1症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を1報告書として経費を算出する。	1症例1報告書当たり単価 20,000円（税別） 算出基準 20,000円×症例数
② 事務費	当該研究に必要な消耗品費、通信費、書類保管費などの必要な経費	①の10%
③ 管理費	技術料、機械損料、建物使用料などの管理的経費	①、②の合計額の30%

### 2 特定使用成績調査

① 報告書作成経費	報告書作成経費は、1症例1報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとする。 なお、調査期間が長期で、1症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を1報告書として経費を算出する。	1症例1報告書当たり単価 30,000円（税別） 算出基準 30,000円×症例数
② 事務費	当該研究に必要な消耗品費、通信費、書類保管費などの必要な経費	①の10%
③ 管理費	技術料、機械損料、建物使用料などの管理的経費	①、②の合計額の30%

### 3 副作用・感染症調査

① 報告書作成 経費	報告書作成経費は、1 症例 1 報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとする。 なお、追跡調査をすることにより、1 症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を 1 報告書として経費を算出する。	1 症例 1 報告書当たり 単価 20,000円（税別） 算出基準 20,000円×症例数
② 事務費	当該研究に必要な消耗品費、通信費、書類保管費などの必要な経費	①の10%
③ 管理費	技術料、機械損料、建物使用料などの管理的経費	①、②の合計額の30%

#### 附則

1 この基準は令和4年7月1日から施行する。

#### 附則

1 この基準は令和4年11月1日から施行する。